㈡中津川ＩＣ～飯田山本ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　園原ＩＣから恵那ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ

㈢飯田ＩＣ～園原ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　園原ＩＣから恵那ＩＣまで及び小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

Ⅱ．北陸道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

１．北陸道リニューアル工事に伴う料金調整①

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年５月７日から令和７年12月12日まで。

⑷　対象ＩＣ

・上り線

１）敦賀ジャンクション～長浜ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ	北陸自動車道　小谷城スマートＩＣ、長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ、彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ

２）木之本ＩＣ～長浜ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ及び小谷城スマートＩＣ	北陸自動車道　長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ、彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ、彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ	北陸自動車道　小谷城スマートＩＣ、木之本ＩＣ及び敦賀ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．北陸道リニューアル工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年８月７日から令和７年８月17日まで。

⑷　対象ＩＣ

・上り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　金沢森本ＩＣから美川ＩＣまでの各ＩＣ	北陸自動車道　能美根上スマートＩＣから加賀ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　能美根上スマートＩＣから加賀ＩＣまでの各ＩＣ	北陸自動車道　金沢森本ＩＣから美川ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。